

ロシアによるウクライナ侵略と国際裁判所

——ICJ への訴訟提起と ICC によるプーチン大統領の逮捕状発付に係る問題

理論研究部政治・法制研究室 主任研究官 永福 誠也

はじめに

ロシアによるウクライナへの侵略（軍事侵攻）開始直後の 2022 年 2 月 26 日、ウクライナはロシアを相手取り、国際司法裁判所（以下、ICJ）に当該侵略に関連する訴えを提起した¹。また、本（2023）年 3 月 17 日、国際刑事裁判所（以下、ICC）予審裁判部は、ウクライナ領域内でのロシアによる戦争犯罪に関し、プーチン・ロシア大統領他 1 名の逮捕状を発付した²。このように、ロシアによるウクライナ侵略に関連し、現在 ICJ と ICC という「国際裁判所」という名称を冠した 2 つの裁判所が活動しているが³、両裁判所は国際裁判所という点では共通するものの、役割、管轄権及び管轄権行使に関する要件等は大きく異なっている。それゆえ、ロシアのウクライナ侵略に関連して現在 ICJ と ICC で扱っている事件の内容とそれに係る問題も異なる。そこで、本稿では、ICJ と ICC の相違について紹介するとともに、ウクライナ侵略に関連するそれぞれの裁判所での裁判⁴（訴訟）に係る問題について、ウクライナによる ICJ への訴訟提起と ICC によるプーチン大統領の逮捕状発付を主な題材として解説する。

ICJ と ICC の相違

ICJ は国際連合（以下、国連）の機関である（国連憲章第 92 条）。このため、国連加盟国は全て国際司法裁判所規程（以下、ICJ 規程）の当事国となる（国連憲章第 93 条）。これに対し、ICC は国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下 ICC 規程）、すなわち、条約に基づいて設立された国際裁判所であり、国連の機関ではない。したがって、ICC での裁判（訴訟）に関係する国は、基本的に同規程の締約国に限られる。（ただし、後述のとおり、ICC 規程の締約国以外の国に対しても、一定の条件の下、同規程の効力が及ぶ。）2023 年 6 月現在、欧州のほとんどの国は ICC 規程に加入しているが、ロシアとウクライナは加入していない⁵。しかしながら、ウクライナは、2014 年 4 月及び 2015 年 9 月の 2 度にわたる宣言により、

2013 年 11 月 22 日以降にウクライナ領域内で犯された戦争犯罪等について ICC の管轄権を受諾しており、当該受諾に基づき、ICC 検察局検察官はウクライナでの捜査を行っている。

なお、ICJ の場合、事項的 (*ratione materiae*) 管轄 (取り扱う事項) は国家間の全ての法的紛争であり⁶ (ICJ 規程第 36 条)、国家のみが ICJ における訴訟当事者 (原告・被告) となり得る (ICJ 規程第 34 条第 1 項)⁷。これに対し、ICC の事項的管轄 (対象とする犯罪) はジェノサイド (集団殺害) 犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪であり (ICC 規程第 5 条)、裁判の被告人たる当事者も個人である。すなわち、ICJ で扱う裁判 (訴訟) は国家対国家という等位者間の紛争を対象としており、国内裁判 (訴訟) であれば民事裁判 (訴訟) に相当するのに対し、ICC は「刑事裁判所 (Criminal Court)」という名称が示すとおり、刑事裁判、すなわち、個人の刑事責任に関する裁判 (訴訟) を扱う。したがって、今回のロシアによるウクライナ侵略に係る国際裁判に関し、ロシアという国家の国際法上の不法行為責任に係る裁判 (訴訟) は ICJ に提起せねばならず、個人に刑罰を科すための裁判 (訴訟) は ICC で扱うことになる。

裁判 (訴訟) 手続きの開始は、ICJ での裁判 (訴訟) の場合、紛争当事国による ICJ への事件付託による。事件付託は、紛争当事国同士の合意による付託 (合意付託) と一方的付託があるが⁸、今回のウクライナ侵略に係る付託は、ウクライナによる一方的付託 (提訴) としてなされた。(もっとも、ICJ における裁判 (訴訟) は紛争当事国同士の同意を必要とするが、この点については後述する。) さらに、ICJ での裁判 (訴訟) に関する規則では、本案の審理に関連する不随手続 (incidental proceedings) して、「暫定措置 (provisional measures) (仮保全措置)」(ICJ 規程第 41 条)、「先決的抗弁 (preliminary objections)」⁹ (ICJ 規則 79 条)、「反訴 (counter-claims)」¹⁰ (同第 80 条)、「第 3 国による訴訟参加 (third-party intervention)」(同第 62 条) など、民事裁判 (訴訟) 的な手続きが定められている。そこで、今回ウクライナは、提訴と合わせ、ロシアに対する暫定措置 (仮保全措置) の指示も ICJ に要請している。さらに、当該訴訟には 2023 年 6 月 5 日時点で 33 か国が訴訟参加を表明し、アメリカを除く 32 か国が認められた¹¹。

これに対し、ICC での裁判 (訴訟) は刑事裁判 (訴訟) であり、手続きは ICC 検察局検察官に対する締約国又は国連安保理による事態の付託により、若しくは検察官の自己発意による捜査への着手として開始される (ICC 規程第 13 条)。なお、検察官の自己発意捜査の場合予審裁判部の許可が必要であるため (同第 15 条第 3・4 項)、ロシアによる侵略開始直後の 2022 年 2 月 28 日、ICC の検察官は予審裁判部に捜査開始許可を求める決定を明らかにするとともに、ICC 規程締約国による事態の付託があれば捜査の開始がはるかに迅速になるとして締約国による事態の付託 (同第 14 条) を促した。これに呼応し、39 か国がウクライナにおける事態を検察官に付託した (その後日本を含む 4 か国が付託し、付託国は 43 か国となった)。これにより、2013 年 11 月 22 日以降にウクライナ領域内で犯された戦争犯罪等に関し、2022 年 3 月 2 日から捜査が開始された。なお、ICC での裁判 (訴訟) には、反訴や第 3 国による訴訟参加のよ

うな民事裁判（訴訟）的手続きは無いが、予審という手続きがある。予審は ICJ での本案手続きに相当する ICC での公判手続きの前に実施するものであり、被疑者が訴追（起訴）された犯罪（crimes charged）に関し十分な証拠が存在するかを審理する。予審のための被疑者の出廷確保は、逮捕又は被疑者の自発的出頭による。逮捕に関しては逮捕状が、出頭に関しては被疑者への出頭を命じる召喚状（summons）が検察官の請求により予審裁判部から発付される。召喚状は被疑者に送付される（同第 58 条第 7 項）が、逮捕は、被疑者が所在するとみられる国に ICC が当該者の逮捕と引き渡しの協力を求め、被請求国がこれに応じることによって執行される。（ICC 規程の締約国は ICC に協力する義務（同第 86 条）があるが、ロシアは締約国でないため、プーチン大統領の逮捕に関しては、同大統領がロシア国外の締約国に所在する際、当該締約国に裁判所が要請し、これに基づいて当該締約国が実施することが想定される。ただし、国際法上国家元首には主権免除が認められるが、この点については後述する。）予審において十分な証拠が存在すると決定された場合、当該犯罪に係る公判のため、被疑者は予審裁判部から第 1 審裁判部に送致される（同第 61 条第 7 項(a)）。

本案・公判時の被告・被告人の在廷に関し、ICJ での本案手続きでは被告の在廷は必要とされないが（ICJ 規程第 53 条第 1 項）、ICC の公判手続きでは被告人の在廷が原則である（ICC 規程第 63 条 1 項）。ICJ の判決は終結とされており、上訴の制度は無い（ICJ 規程第 60 条。ただし、再審は一定の場合認められる（同第 61 条））。これに対し、ICC では（有罪若しくは無罪の）判決又は刑の量定に対し上訴が認められている（ICC 規程第 81 条。また再審も一定の場合認められる（同第 84 条））。ICJ の判決の履行は当事国に委ねられるが¹²（国連憲章第 94 条第 1 項）、一方の当事国が判決を履行しないときは、他の当事国は安保理に訴えることができ（同条第 2 項¹³）、また対抗措置をとることもできる¹⁴。他方、ICC における（有罪）判決の履行、すなわち、刑の執行は、ICC 規程で定められている刑罰が拘禁刑、罰金、没収の 3 種（ICC 規程第 77 条）であるところ、拘禁刑については刑を言い渡された者を受け入れる意思を ICC に明らかにした国の中から ICC が指定した国において（同第 103 条）、罰金及び没収は関係する締約国において執行される（同第 109 条）。

ICJ での裁判（訴訟）に係る問題点

既述のとおり、ICC が刑事裁判（訴訟）を扱うのに対し、ICJ で扱うのは国内裁判所であれば民事裁判（訴訟）に相当するものである。ただし、民事裁判（訴訟）では「訴訟係属」（事件が裁判所により審理されている状態）に被告となる紛争当事者の同意は不要であるが、ICJ での裁判（訴訟）では、国際法の一般原則に従い被告となる国の同意が必要である¹⁵。当該合意は提訴に係る特別の合意として形成される他、応訴（原告が提訴した裁判所での審理・判決に応じるという被告の意思表示）、裁判所の管轄を義務

的と認める宣言（ICJ 規程第 36 条第 2 項。以下、選択条項受諾宣言）、各条約の裁判条項（ICJ 規程第 36 条第 1 項）により形成されたとみなされ得る。なお、ウクライナとロシア間には提訴に係る事前の特別合意は無く、ロシアによる応訴も期待困難であった。さらに、ウクライナもロシアも選択条項受諾宣言を実施していない。そこで、ウクライナは、ウクライナとロシアがともに締約国となっている条約の裁判条項、具体的にはジェノサイド条約の第 9 条（国際司法裁判所への紛争付託条項）を援用して ICJ の裁判管轄権を主張している¹⁶。

また、本件提訴において、ウクライナは、①ルハンスク及びドネツクにおいて（ウクライナによる）ジェノサイド条約第 3 条にいうジェノサイドは行われていないこと、②ルハンスク及びドネツクにおけるジェノサイドという虚偽の主張に基づくジェノサイドの防止又は処罰を目的としたウクライナに対するジェノサイド条約上のいかなる措置もロシアは法的に取り得ないこと、③ロシアによるルハンスク及びドネツクの独立承認はジェノサイド条約上根拠が無いこと、④2022 年 2 月 24 日にロシアにより宣言され、かつ、同日以降実行された「特別軍事作戦」はジェノサイドという虚偽の主張に基づいており、それゆえ、ジェノサイド条約上の根拠が無いこと、などの宣言、⑤武力の行使を含め、ジェノサイドという虚偽の主張に基づくウクライナへの違法措置を再びとることはないという保証をロシアが与えるようロシアに要求すること、⑥ジェノサイドというロシアの虚偽の主張に基づきとられた措置の結果としてロシアによって引き起こされた全ての損害について完全な賠償をロシアに命じること、の 6 項目を ICJ に請求した¹⁷。当該請求は、本件裁判（訴訟）へのロシアの同意という要件を充足するためジェノサイド条約の裁判条項を援用していることから、ウクライナ・ロシア間の法的紛争をジェノサイド条約上の紛争と構成せざるを得ないことに由来すると考えられる¹⁸。また、実際ロシアはウクライナによるジェノサイドを主張している一方¹⁹、ウクライナはそれを否定しているので、ジェノサイド条約上の紛争が存在すると言い得る余地はあろう。しかしながら、ジェノサイド条約は締約国にジェノサイドの防止と処罰を義務付けるものである。したがって、浅田正彦が指摘するように、同条約第 9 条にいう「この条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争」として提訴される事件では、被告がジェノサイドを実施していると原告が主張するのが通例であり、原告がジェノサイドを実施していないと主張し、その旨の宣言を求めるのはかなり異色と言える²⁰。さらに、②と④の請求は、ウクライナによるジェノサイドの事実がないということを論拠としているため、ロシアの武力行使が違法となる法的根拠は、ロシアが自らの武力行使（特別軍事作戦）の理由の 1 つとして示唆したジェノサイドからの人民の保護²¹、すなわち、人道的干渉が成立しないことにあり、仮にジェノサイドの事実があれば人道的干渉は成立し、ロシアの武力行使は国際法上合法と評価され得るという法理が含意されているようにも解される。しかし、国際社会では人道的干渉を武力行使の合法性根拠として認めないという国が圧倒的多数であり²²、人道的干渉の論拠としての「保護する責任」を議論した 2005 年の世界サミットも、その成果文書では、ジェノサイド等から

の住民の保護のための武力の行使は安保理決議に基づく集団措置という国連憲章上の枠組みを根拠とすることを想定し、記述している²³。また、安保理も 2006 年にこれを再確認している²⁴。よって、岩沢雄司が指摘するように、「保護する責任」論も人道的干渉（の合法性）を基礎づけているとは言えない²⁵。したがって、その論拠に人道的干渉を合法とする見解が含意されているように解される②と④の請求に関し、ICJ は慎重に検討し、判断する必要があるだろう。

また、本件提訴と同時にウクライナは暫定措置（仮保全措置）の指示要請を行った。暫定措置（仮保全措置）とは、係属中の裁判（訴訟）の主題をなす各当事国の権利を保全するために、最終判決が下されるまでの間、裁判所が指示する仮の措置である²⁶。ウクライナは、①ロシアによるジェノサイド防止と処罰のためとする軍事作戦の即時停止、②ロシアが支援する部隊、ロシアが影響力等を有する組織がジェノサイド防止と処罰のためとする軍事作戦を促進する措置をとらないようロシアが即時に確保すること、③紛争悪化措置を控え、かつ、当該措置を行わない保証を与えること、④これらを履行するためにとる措置の ICJ への定期的報告、の以上 4 つを暫定措置（仮保全措置）としてロシアに指示するよう ICJ に求めた²⁷。これを受け ICJ は、2022 年 3 月 16 日、①ウクライナ領域における軍事作戦を即時停止すること、及び、②その指揮・支援する部隊・組織が軍事作戦をこれ以上行わないことを確保すること、をロシアに指示するとともに、ウクライナ、ロシアの双方に、紛争を悪化・拡大させる措置を控えるよう指示した²⁸。その理由、特に①、②に係る理由として、ICJ は、ジェノサイド防止のためジェノサイド条約の締約国が取り得るのは国際法の制限内にある措置で、ジェノサイド条約はジェノサイドの防止・処罰を目的とした他国領域における一方的な武力行使を認めているとは思えず、それゆえ、ウクライナは自国領域におけるジェノサイドの防止・処罰のためとするロシアの「軍事作戦の対象とならない権利」を有しているように思われる旨述べている²⁹。

しかしながら、浅田が指摘するように、「ロシアによる軍事作戦の対象とならない権利」、すなわち、ウクライナがロシアから武力の行使を受けない権利はジェノサイド条約ではなく、一般国際法上の武力行使禁止原則に由来すると解される³⁰。そうである以上、ICJ による暫定措置の検討でなされた実際の法的評価の対象は、ジェノサイドではなく武力の行使であると言える。ところが、本件暫定措置の前提となる裁判（訴訟）は、ジェノサイド条約に係る紛争に関する裁判条項に基づき提起されており、浅田が指摘するように、ロシアは武力の行使に係る国際不法行為責任を主題とした裁判（訴訟）に同意したわけではない³¹。それゆえ、「ロシアによる軍事作戦の対象とならない権利」が係属中の訴訟の主題をなす当事国の権利に該当するかは疑問であり、ロシアによる当該武力行使が国際法に違反することは自明としても、ICJ が（原告）ウクライナの要請に応じ暫定措置として軍事作戦の停止を命じたことの適否については議論のあるところであろう。この点について浅田は、ICJ の任務は侵略の犠牲者となったウクライナとの連帯を示すことではなく「その管轄権の範囲内において法的な判断を下すこと」であり、当該暫定措置の指

示は「長期的には ICJ による法的判断の信頼性を傷つけることにならなかったか、危惧される。」³²と指摘している。

ICC での裁判（訴訟）に係る問題点

ICC は個人を訴追するための刑事裁判所であり、ICC での裁判（訴訟）に被告人の同意は不要であるが、ICC が対象犯罪について裁判管轄権を行使するには、犯罪が発生した国又は犯罪の被疑者の国籍国のいずれかが ICC 規程の締約国でなければならない（ICC 規程第 12 条第 2 項）。ただし、ICC 規程の非締約国であっても、ICC の管轄権を受諾すれば、当該受諾国に係る犯罪に関し管轄権を行使することができる（同第 12 条第 3 項）。また、犯罪が行われたと考えられる事態を安全保障理事会（以下、安保理）が検察官に付託した場合、当該犯罪の発生地国あるいは被疑者の国籍国が非締約国であっても、ICC は管轄権を行使できる（同第 13 条(b)）。既述のとおり、ウクライナとロシアは ICC 規程の締約国ではないが、ウクライナは、2014 年 4 月及び 2015 年 9 月の 2 度にわたる宣言により、2013 年 11 月 22 日以降にウクライナ領域内で犯された戦争犯罪等について ICC の管轄権を受諾しているため、当該犯罪等に関し ICC が裁判管轄権を行使することは可能である。

もっとも、ICC は国内裁判所を補完する裁判所と位置づけられているため（同前文）、国内裁判所が ICC の対象犯罪について裁判を行わない場合にのみ裁判を行うとされている（同第 17 条第 1 項）。この原則は「補完性の原則」と呼ばれている³³。ロシアの軍隊構成員等によるウクライナでの戦争犯罪については、（ウクライナの）文民を殺害したロシア兵に対し、2022 年 5 月 23 日、ウクライナの国内裁判所により終身刑の判決が下されているように³⁴、ウクライナ当局も捜査・訴追を行っている³⁵。よって、上述のようにウクライナ当局が捜査、訴追するに犯罪については、ICC では訴追しないのが原則である。他方、ICC 規程上、ICC は付託された事態について、管轄権の及び得るすべての犯罪を裁くことができる。したがって、ウクライナにおける戦争犯罪等の中でウクライナが捜査、訴追していないものについては、ロシア側によるものだけでなく、ウクライナ側によるものについても³⁶、理論上 ICC で裁くことができる。しかし、そのための証拠収集や被疑者であるウクライナの軍隊構成員等の身柄確保などにはウクライナ当局の協力が不可欠であり、かつ、ウクライナは訴追しないことなどが条件になることから、ウクライナ側による戦争犯罪を ICC で訴追することは、現実には困難であろう。

なお、既述のとおり、本（2023）年 3 月 17 日、ICC 予審裁判部は、ロシアのプーチン大統領他 1 名の逮捕状を発付したが、当該発付に係る犯罪の嫌疑は、戦争犯罪、具体的には、ロシアによって占領されたウクライナの地域からロシアへの当該地域住民（児童）の違法な追放又は移送（同第 8 条第 2 項 (a) (vii)

及び同項 (b) (viii)) である³⁷。ICC 規程の締約国には ICC に協力する義務 (同第 86 条) があるものの、ロシアは ICC 規程の締約国ではなく、ICC の管轄権行使受諾も宣言していないため、プーチン大統領の逮捕に関しては、同大統領がロシア国外の締約国に所在する際、当該締約国に裁判所が要請し、これに基づいて当該締約国が実施することが基本的に想定される。ただし、国際法上国家元首には主権免除が認められる³⁸。この点について ICC 規程は、国家元首や政府の長等に対する ICC 規程の適用に関し刑事責任からの免除は認められない旨規定 (同第 27 条 1 項) していることから、少なくとも、被請求国と被請求国から引き渡される国家元首等の属する第 3 国のいずれも ICC 規程締約国 (管轄権受諾国) の場合、当該国家元首等の主権免除は認められないことになる。しかしながら、同時に ICC 規程は、ICC が被請求国に第 3 国の人等に係る国家又は外交上の免除に関する国際法上の義務に違反する引き渡し等を請求できない旨定めている (同第 98 条第 1 項)。したがって、当該国家元首等の属する国が非締約国の場合、当該国が管轄権受諾国でないかぎり、当該国家元首等に主権免除が認められることになる³⁹。もっとも、ICC 予審裁判部が非締約国であるスーダンのアル・バシール大統領の逮捕状を発付後、同大統領が締約国であるマラウィ、南アフリカ、ヨルダンなどを訪問したが、いずれの国も逮捕・引き渡しを行わなかったことから、当該裁判部はマラウィなどについて、非協力認定 (同第 87 条第 7 項) を行った⁴⁰。しかし、これは当該逮捕状発付の前提となる検察官への事態付託が、国連憲章第 7 章に基づく行動として安保理によりなされ、当該付託に係る決議の中でスーダン政府に ICC への協力を義務付けていたという事情に留意する必要がある⁴¹。したがって、被疑者が自国に入国すれば逮捕して裁判所に引き渡さねばならないという締約国の協力義務に着目し「プーチン大統領は、ICC 規程締約国に外遊することはリスクが高いとして躊躇することになるであろう」⁴²とする意見もあるが、上述の ICC 規程の諸規則と国家実行などに照らせば、(安保理の非常任理事国である) ロシアが非締約国であり、かつ、プーチン氏がロシア大統領の地位にある限り、ロシア国外の締約国に所在したとしても、そこで逮捕され、ICC に身柄を引き渡される可能性はほぼ見込まれないと言えよう。

また、ICC の対象犯罪の 1 つに侵略犯罪があるが、その定義等に関しては、2010 年の ICC 規程再検討会議 (カンパラ会議) で採択され、ICC 規程に追加された。具体的には、侵略犯罪は「その性質、重大性及び規模に照らして国際連合憲章の明白な違反を構成する侵略行為の、国の政治的又は軍事的行動を実質的に管理し又は指示する地位にある者による計画、準備、開始又は実行」 (同第 8 条の 2 第 1 項) と、侵略行為は「他の国の主権、領土保全又は政治的独立に反する、また国際連合憲章と両立しない他の方法による、国による武力 (armed force) の行使」 (同第 8 条の 2 第 2 項) と定義されている。当該定義に照らせば、「特別軍事作戦」として開始されたロシアによるウクライナへの武力行使は侵略に該当し⁴³、プーチン大統領は侵略犯罪の実行者に当たり得ると解される。(国連の緊急特別総会も、当該ロシアの軍事行動を侵略と非難する決議を採択している⁴⁴。) しかしながら、侵略犯罪は ICC 規程の締約国でない国の

国民により又は締約国でない国の領域で行われた場合、ICC は管轄権を行使しない（同第 15 条の 2 第 5 項）と定められている他、改正について定めた規定の中で、改正を受諾していない締約国については、当該改正に係る犯罪が当該締約国の国民により又は当該締約国の領域で行われた場合、ICC は管轄権を行使してはならない（同第 121 条第 5 項）旨定められている⁴⁵。当該諸規定を踏まえると、ロシアは ICC 規程の締約国ではないため、上述のウクライナに対する侵略に関し、ICC がプーチン大統領を侵略犯罪で裁けないことになる⁴⁶。もっとも、国連憲章第 7 章に基づき行動する安保理が事態を ICC に付託した場合、上述の規定にかかわらず ICC は侵略犯罪に関する管轄権を行使し得るとされている（同第 15 条の 3）。しかし、ロシアは安保理の常任理事国であり、当該付託の案に拒否権を発動すると予想されることから、安保理付託に基づく ICC の管轄権行使も困難であろう。このように、ICC 規程上、侵略犯罪の訴追に関する敷居は極めて高いことについて、尾崎久仁子は「(ICC 規程上の) 侵略犯罪は、現実には、小国の独裁者が自らの意思で侵略戦争を起こし、国連安保理がこれを制圧したという極めて特殊な場合に限って適用される可能性が高い。このような類型に当てはまらない侵略については・・・刑事法の大前提である法の平等適用が該当しないことになり、侵略犯罪という概念自体の意義が問われよう。」⁴⁷と指摘している。

おわりに

ICJ と ICC はともに国際裁判所であるが、その役割は異なるため、ウクライナへの侵略に関連し両裁判所が扱う事件、適用法規、手続き等が異なるのは当然であろう。しかし、これまで紹介してきた当該侵略に関連する事件・訴訟を扱う上で両者が直面している問題は、裁判所としての存在意義、在り方という根本的な点で異なるように思われる。すなわち、ウクライナによる ICJ への訴訟提起に関し「力の相対関係において劣位する側の紛争当事国による裁判の活用」⁴⁸と評価する意見がある一方、ウクライナへの侵略が生じたこととの関係で ICJ の存在意義に疑義を呈する意見は認められない。しかし、ICJ が、ウクライナによる請求の主題に係る法的根拠（ジェノサイド条約）とは別の法的根拠に由来すると考えられる「ロシアによる軍事作戦の対象とならない権利」を請求主題上の権利と認め、暫定措置をロシアに命じたことに法理的疑義が示されているように、本件において ICJ は、裁判所としての在り方、すなわち、法的判断の正確さを含む裁判所としての公正さの保持という問題に直面していると言えよう。これに対し、ICC の場合、補完性の原則下で予審裁判部がプーチン大統領の逮捕状を発付したものの、その執行の見込みは乏しく ICC での訴追可能性はほぼないという状況にあって、裁判所としての存在意義をどこにみいだし得るかという問題に直面していると言えよう。両裁判所の課題は異なるものの、それらは国際裁判所の意義と在り方をあらためて検証する必要があることを示しているという点で共通していると言えるかもしれない。

- ¹ Application Instituting Proceedings, *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation)*, 26 February 2022.
- ² ICC, *Situation in Ukraine: ICC judges issue arrest warrants against Vladimir Vladimirovich Putin and Maria Alekseyevna Lvova-Belova*, March 17, 2023.
- ³ 2022 年 2 月 28 日、ウクライナは欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）にも国家間申立（Inter-State Applications）の手続きを行った。Application Number 11055/22, *Ukraine v. Russia (x)*, 1 March 2022, ECHR.
- ⁴ 裁判とは狭義には（訴訟法上は）、裁判所や裁判官の判断や意思表示を内容とする訴訟行為を意味し、広義には裁判所の公権的活動としての判断・意思表示を指す。他方、訴訟とは当該裁判に係る一連の手続きを指す。なお、民事裁判、刑事裁判、行政事件裁判というように訴訟手続き全体を指して訴訟と同義的に裁判と呼ぶ場合もあり、裁判という文言は多義的に用いられている。本稿では説明の便宜上、裁判という文言を訴訟と同義的に用いている。
- ⁵ 中南米のほとんどの国及びカナダ、オーストラリア、ニュージーランドは ICC 規程に加入しているが、アメリカは加入していない。アジアや北アフリカ諸国の中で加入している国は、日本、韓国、モンゴル、タイ、カンボジア、バングラデシュなどわずかであり、中国、インドは加入していない。
- ⁶ 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020 年）650 頁。
- ⁷ したがって、国家であれば、ICJ 規程の当事国でなくとも ICJ を利用することが可能であり（ICJ 規程第 35 条第 2 項）、かつ、国連加盟国でなくとも ICJ 規程の当事国になり得る。
- ⁸ 合意提訴の場合 ICJ への付託協定(special agreement)の提示、一方的提訴の場合 ICJ への請求訴状(application)の送付という方法をとる。杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996 年）193 頁。
- ⁹ 本案手続きに進むことを阻止する目的で、主に被告が提出する申し立てであり、裁判所が管轄権を行使することができないと主張される。浅田正彦編『国際法（第 5 版）』（東信堂、2022 年）449 頁。
- ¹⁰ 本訴に対する防御として被告が提出する新たな訴えのこと。浅田『国際法』452 頁。
- ¹¹ 訴訟参加が認められた国は以下のとおり。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、オランダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス（以上アルファベット順）。なお、アメリカはジェノサイド条約上の紛争の国際司法裁判所への付託を定めた同条約第 9 条に関し、アメリカが当事者となる紛争に関しては ICJ への提訴にアメリカの特別な合意を（別途）必要とする旨留保を付していたため、当該第 9 条に係る当事国にあたらないとして ICJ は訴訟参加を認めなかった。*Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation)*, Order, 5 June 2023, ICJ, paras. 93-98.
- ¹² Malcom N. Shaw, *International Law, 9th edition* (Cambridge: Cammbridge University Preass, 2021), p. 969; 岩沢『国際法』666 頁。
- ¹³ 国連憲章第 94 条第 2 項に基づき安保理に訴え事例は、ニカラグア事件の判決（1986 年 6 月 27 日）をアメリカが履行しないことについてニカラグアが訴えたのが唯一である。なお、当該訴えにアメリカが拒否権を行使したため、安保理は措置を取ることができなかった。そこで、総会がアメリカに履行を求める決議（1986 年決議 41/31、1989 年決議 44/43 等）を何度か採択したが、アメリカは履行しなかった。
- ¹⁴ 岩沢『国際法』667 頁。
- ¹⁵ 同上、643 頁；薬師寺公夫、坂元茂樹、浅田正彦、酒井啓亘『判例国際法（第 3 版）』（東信堂、2019 年）588 頁。
- ¹⁶ *Application Instituting Proceedings*, para.12.
- ¹⁷ Ibid., para 30.
- ¹⁸ 酒井啓亘「進行中の武力紛争と国際司法裁判所」『国際問題』No.710（2022 年 12 月）p. 35.
- ¹⁹ UN Doc. S/2022/154, *Address by the President of the Russian Federation*, 24 Februy 2022, p.6.
- ²⁰ 浅田正彦「ウクライナ戦争と国際法」浅田正彦・玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』（東信堂、2023 年）9 頁。
- ²¹ UN Doc. S/2022/154, *Address by the President of the Russian Federation*, 24 Februy 2022, p.6.
- ²² 2018 年、化学兵器を使用したことに対しアメリカ、イギリス、フランスがシリアに武力を行使したが、これを人道的干渉として正当化したのはイギリスのみだった。Shaw, *International Law*, p.1019; 浅田『国際法』483 頁；阿部達也「ロシアの武力行使」浅田正彦編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』50 頁。
- ²³ 60/1. 2005 World Summit Outcoime (24 October 2005), General Assembly, paras. 138-139.

- ²⁴ UN Security Council Resolution, 1674 (28 April 2006).
- ²⁵ 岩沢『国際法』716 頁。
- ²⁶ Shaw, *International Law*, pp. 957-958; 杉原『国際司法裁判制度』269 頁。
- ²⁷ *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Request for the Indication of Provisional Measures, Order*, 16 March 2023, para. 5.
- ²⁸ *Ibid.*, para. 86.
- ²⁹ *Ibid.*, paras. 57, 59 and 60.
- ³⁰ 浅田「ウクライナ戦争と国際法」10 頁。
- ³¹ 同上。
- ³² 同上、10-11 頁。
- ³³ 尾崎久仁子『国際刑事裁判所』（東信堂、2022 年）41 頁；竹村仁美『国際刑事裁判所の検察官の裁量』（信山社、2022 年）13 頁。
- ³⁴ Daria Markina, Josh Berlinger and Jack Guy, "Russian soldier sentenced to life in prison in Ukraine conflict's first war crimes trial," *CNN*, May 23, <https://edition.cnn.com/2022/05/23/europe/ukraine-russian-soldier-war-crimes-trial-int/index.html>. なお、2022 年 7 月 29 日の控訴審判決で禁固 15 年に減刑された。Dan Bilsly, "A Ukrainian appeals court reduces the life sentence of a Russian soldier tried for war crimes," *The New York Times*, July 29, 2022, <https://www.nytimes.com/2022/07/29/world/europe/a-ukrainian-appeals-court-reduces-the-life-sentence-of-a-russian-soldier-tried-for-war-crimes.html>.
- ³⁵ ウクライナの検察当局は、戦争犯罪の嫌疑のある事案が 2022 年 5 月の時点で約 15,000 件報告され、600 人以上の被疑者が特定され、80 件の訴追が開始されている旨公表している。"Ukraine reports 15,000 suspected war crimes," *BBC News*, May 31, 2022, <https://www.bbc.com/news/world-europe-61652467>. 佐藤宏美「ロシアのウクライナ侵攻と国際裁判」岩沢雄司・中谷和弘責任編集『国際法研究』第 11 号（2023 年 3 月）55 頁。
- ³⁶ ウクライナ独立国際調査委員会は、2022 年 10 月 18 日に国連事務総長を通じて提出した報告書の中で、国際人道法違反の大部分はロシアによって行われているものの、ウクライナ軍も国際人道法違反を行っており、そのうち 2 件は戦争犯罪とみなされる旨指摘している。UN Doc. A/77/533 (18 October 2022), para. 109.
- ³⁷ ICC, *Situation in Ukraine: ICC judges issue arrest warrants against Vladimir Vladimirovich Putin and Maria Alekseyevna Lvova-Belova*, March 17, 2023.
- ³⁸ ICJ は逮捕状事件の判決（2002 年 2 月 14 日）で、国家元首、政府の長、外務大臣などの国の高官が他国において民事と刑事の両方の裁判権から免除を享有することは国際法上確固として確立していると明言するとともに、国家実行から戦争犯罪等に関し免除の例外が慣習国際法上存在することは演繹できない旨指摘している。水島朋則「国際慣習法の認定方法」『国際判例百選』（有斐閣、2011 年）8 頁。
- ³⁹ 竹村『国際刑事裁判所の検察官の裁量』233 頁。
- ⁴⁰ No. ICC-02/05-01/09, 12 December 2011.
- ⁴¹ United Nations Security Council, *Resolution 1593* (31 March 2005).
- ⁴² 浅田「ウクライナ戦争と国際法」24 頁。
- ⁴³ 竹村仁美「ウクライナの事態と国際刑事裁判所」『九州国際大学法学論集』第 29 巻第 1・2 号合併号（2023 年）117-118 頁。
- ⁴⁴ UN Doc. A/Res/ES-11/1, 2 March 2022.
- ⁴⁵ 日本は 2010 年のカンパラ会議で採択された侵略犯罪に係る改正を受諾（締結）していない。その理由として、外務省は、①現行 ICC 規程との関係で疑義が残ること、②締約国間及び締約国と非締約国間法的関係を複雑なものとする、③非締約国の侵略行為による侵略犯罪を必要以上に裁判所の管轄行使の条件から外していること、などを挙げている。外務省『国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程検討会議（結果の概要）』平成 22 年 6 月 11 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/rome_kitei1006.html.
- ⁴⁶ 2022 年 3 月 4 日、ブラウン英元首相等が侵略犯罪に特化した特別法廷の設置を提案する宣言を発出した他、ウクライナの外務大臣（同年 5 月）とゼレンスキー大統領（同年 7 月）ロシアの侵略について訴追する特別法廷の設置を要請している。竹村「ウクライナの事態と国際刑事裁判所」119 頁、佐藤「ロシアのウクライナ侵攻と国際裁判」55 頁。
- ⁴⁷ 尾崎久仁子「ウクライナにおけるコア・クライム処罰の可能性」『国際問題』第 710 号（2022 年 12 月）52 頁。
- ⁴⁸ 中島啓「ロシアの軍事侵攻に抗するウクライナの国際訴訟戦略」岩沢雄司・中谷和弘責任編集『国際法研究』第 11 号（2023 年 3 月）113 頁。

PROFILE

永福 誠也

理論研究部政治・法制研究室主任研究官

専門分野：国際法（武力紛争法、海洋法、国際刑事法）、刑法

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

防衛研究所 Web サイト：www.nids.mod.go.jp